

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、近年企業におけるコーポレート・ガバナンスに対する社会的重要性が増すなか、高効率の経営を可能にするマネジメント体制とそれを支えるシステム構築を推進することにより、株主をはじめとする利害関係者に対してより公正で透明性の高い経営を遂行することを経営上の最重要課題のひとつと位置づけております。

会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレートガバナンスの体制の意思決定機関として取締役会(取締役7名)を原則として毎月一回以上開催しております。

また、当社は監査役制度を採用しており、監査役会(監査役3名、うち社外監査役2名)が取締役の職務執行を監視しており、日常業務においても本社各部署及び店舗等において随時監査を遂行しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】

当社は、現在、議決権の電子行使制度及び招集通知の英訳を実施しておりません。

議決権の電子行使につきましては、議決権行使比率や機関投資家比率の推移を見ながら、導入の要否を検討してまいります。また、招集通知の英訳につきましては、海外投資家比率等を勘案しながら導入の要否を検討してまいります。

【補充原則1-2-5】

当社は、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載または記録されている者が有しているものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則認めておりません。今後は実質株主の要望等を踏まえ、必要に応じ信託銀行等と協議し、対応を検討してまいります。

【補充原則2-5-1】

通報をより迅速かつ確実に受け付けるため、相談・通報の受付及び調査を担う部署は内部監査室としております。なお、内部通報制度の運用状況を適切に監督するため、通報された内容は、監査役会と共有されております。

【補充原則4-10-1】

当社では、独立社外取締役2名及び社外監査役2名を選任しており、取締役会構成員10名中4名を占めております。それぞれ豊富な専門知識と経営経験を活かして、取締役会や各取締役への意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、取引先との協力関係を強化し、より円滑に事業活動を進めることを目的に、政策保有株式として、取引先の株式を保有しております。保有に際しては、取引関係の強化によって得られる当社の利益と必要となる投資額等を総合的に勘案のうえ、投資判断を行っております。

当社は、政策保有株式の議決権行使については、その議案の内容を精査し、当該企業の持続的な企業価値の向上を通じた取引関係の維持・強化に資するかを判断のうえ、適切に議決権を行使しております。

尚、近年の経営環境の変化を踏まえ、今後は株式の政策保有を解消して行く方向と致します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社が取締役と取引を行う場合は、取締役会で事前の承認を行うこととしており、これにより、取引の監視を行っております。

また、当社が主要株主等と取引を行う場合は、一般的な取引と同様、所定の規定に基づき承認することとしており、その内容は有価証券報告書において開示しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

1. 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、「食」を通しての社会貢献を目指しており、具体的には社是・理念等及び成長戦略を記載した決算説明会資料を当社ホームページで公表しております。

2. コードのそれぞれの原則を踏まえたコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書I-1. 基本的な考え方に記載しております。

3. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続き

取締役の報酬を決定するにあたっての方針は以下の通りであります。

業務執行取締役の基本報酬は、世間水準や事業の状況等を勘案し、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内で取締役会が代表取締役に一任し決定致します。また、業務執行取締役の賞与に関しては、会社の事業成果等を反映し支給される場合があり、その金額は、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内で取締役会の決議により支給総額を決定し、代表取締役に一任し配分額を決定致します。

4. 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続き

取締役・監査役候補の指名にあたっては、役員規程に定める選任基準に基づき、社長又は取締役会の推薦を受け、取締役候補者は取締役会

において決定し、監査役においては、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定しております。

5. 取締役会が上記4を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・社外取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役・監査役の選任・指名については、「株主総会招集ご通知」に略歴等を記載しております。
社外取締役・社外監査役については、個々の選任理由を「株主総会招集ご通知」に記載しております。

【補充原則4 - 1 - 1】

当社は、コーポレートガバナンス体制において、監査役設置会社として監査役3名を選任すると共に、社外取締役2名を加えた取締役会を構成し、業務執行取締役の監督機関としての役割と、意思決定機関として取締役会規程に基づき、審議及び決定・承認を行っております。
また、個別の業務執行については、業務職務権限規程において、経営陣の業務執行に関する権限の委任内容と責任を明確に定めております。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する識見と経験を備えた独立社外取締役2名を選任しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準】

当社の社外取締役は、独立性を保つため、以下に定める要件を満たすものとする。

1. 当社又はその子会社の業務執行者(*1)ではなく、過去10年間に於いても業務執行者でなかったこと。
2. 当社の会計監査人のパートナー又は当社の監査に従事する社員等ではなく、最近2年間、当社の監査業務を担当したことがないこと。
3. 当社の大株主(直接・間接に10%以上の議決権を保有する者)の業務執行者、もしくは当社が大株主である会社の業務執行者でないこと。
4. 当社の主要な借入先(*2)の業務執行者ではなく、最近2年間に於いても業務執行者でなかったこと。
5. 当社の主要な取引先(*3)の業務執行者ではなく、最近2年間に於いても業務執行者でなかったこと。
6. 弁護士やコンサルタント等であって、当社より、役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受領している者でないこと。
7. 当社より、年間1,000万円を超える寄付金を受領している団体の業務執行者でないこと。
8. 当社の取締役の二親等以内の親族でないこと。
9. 当社との間で、取締役・監査役又は執行役員を相互に派遣している関係でないこと。

(注)

*1 業務執行者とは、業務執行を行う取締役及び執行役員並びに重要な使用人を言う。

*2 主要な借入先とは、連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先を言う。

*3 主要な取引先とは、ある取引先との当社の連結ベースでの取引額が、当該取引先の最終事業年度における年間連結売上高の2%の金額を超える取引先を言う。

【補充原則4 - 11 - 1】

1. 取締役会を構成する取締役・監査役の選任については、役員規程に定めており、社長又は取締役会の推薦を受け株主総会の決議により決定するものとしております。

役員の選任基準は次のとおりです。

- (1) 法定の要件を備え、人格並びに識見ともに優れ、その職責を全うすることのできる者であること。
- (2) 経営感覚が優れていること。
- (3) 指導力、統率力、行動力及び企画力に優れていること。
- (4) 心身ともに健康であること。

なお、社外役員については、特段の基準は定めておりませんが、法令・税務・会計・ビジネス等のバランスを考慮して選任しております。

2. 取締役会の規模に関しては、取締役の人員枠を10名、監査役の人員枠を6名としております。

(1) 現状の当社取締役会規模は、取締役が業務執行取締役5名、社外取締役2名の計7名、監査役は社内監査役1名、社外監査役2名の計3名としております。

(2) 今後も、上記人員枠内で「持続的な成長と企業価値の向上」に資する取締役会の質と規模を継続的に確保するものいたします。

【補充原則4 - 11 - 2】

当社社外取締役及び社外監査役を含む役員が、他の会社の役員等を兼任する場合には、当社の取締役・監査役としての役割・責務を適切に遂行するために必要となる時間・労力を確保するために、合理的な範囲の兼任数であるべきとの考えから、当社の業務に支障が無いことを確認しております。

また、兼任が発生する場合には、その兼任が合理的な範囲内であるかを取締役会において判断を行います。今後、その兼任状況については開示するものいたします。

【補充原則4 - 11 - 3】

毎年1回、取締役会は、自己評価等の方法により、取締役会全体の実効性の分析・評価を実施致します。

上記の結果の概要に係る開示の方法についても検討してまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】

当社においては、その時々々の経営環境に適した内容のセミナーへの参加等により、取締役・監査役として業務遂行及び監査上必要となる知識の習得を行っております。

また、社外取締役・社外監査役に対しては、当社の事業・課題の理解を深めることを目的として、随時、当社の事業戦略、財務内容、リスクマネジメントについての説明や、その他、経営監督・監査に必要な重要情報の提供を行っております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、株主との建設的な対話を進めるよう努めております。

1. 当社における株主との対話については、代表取締役社長の下に、総務部、経営企画室、経理部が連携して対応しております。
2. 株主との対話を促進するために、社内関係各部署は必要な情報の共有など、積極的に連携を進め、適時・適切な情報開示を行っております。
3. 定時株主総会後に株主との対話会を開催することにより、多くの株主からの意見・要望の共有ができると同時に、当社経営陣の考えを直接、多くの株主に伝えることができることから、本対話会は非常に重要な株主との対話の場と位置付けております。
4. 決算確定後、投資家説明会を行っており、これにより投資家の当社に対する理解を深め、持続的成長のための基盤の充実を目指しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社SPCカップ	24,943,302	50.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	640,000	1.30
株式会社SMBC信託銀行(従業員持株会信託口)	543,700	1.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	514,200	1.04
CHACE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	474,930	0.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	420,800	0.85
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	383,600	0.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	374,400	0.76
カップ・クリエイティブ従業員持株会	357,200	0.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	350,500	0.71

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

株式会社SPCカップ(株式会社コロナ100%所有 東京証券取引所 市場第一部 証券コード7616) (非上場)

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社は、支配株主との取引等のうち重要性が高いものについては、取締役会にて取引内容を審議し、実行可否を判断しており、会社及び株主の利益を害する取引がないことを検証しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長 更新	会長・社長以外の代表取締役
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
徳江 義典	弁護士													
才門 麻子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- f 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- g 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- h 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- i 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
徳江 義典			長年にわたり法的関係機関及び弁護士を歴任され法務経験が豊富であります。なお、過去に会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役として、その経験を当社経営全般に活かしていただけると判断しております。
才門 麻子			多種業界におきまして会社経営者としての豊富な経験と知見を有しており、その経験を当社の経営全般に活かしていただけると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	6名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人より監査方針、監査計画及び監査結果の説明報告を受けると共に、適時に必要な情報交換、意見交換を行い、連携を保っております。

また、内部監査室と監査役は会計監査人の監査に適時立会い、さらに監査経過と結果を把握するため、四半期毎の監査終了時に、会計処理上の問題点と改善点の説明、今後の会計基準の変更等の留意点について、報告を受け連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
金森 浩之	公認会計士													
友野 宏章	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金森 浩之			長年にわたる会計士としての経験、一般株主と利益相反の生じる恐れがない役員である点等を考慮して適切な人材であると判断した結果、独立役員に指定しております。
友野 宏章		取引先であるアサヒビール株式会社の監査役であり、同社からはビール類を仕入れております。	アサヒビール株式会社において、長年業務に携わり食品や飲食事業に関する知識や知見も豊富で、同社における監査役としての経験もあるため社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成20年5月28日開催の定時株主総会において決議されました会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権であります。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

新株予約権の数(個) 1,080

新株予約権の目的となる株式種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数(株) 108,000

新株予約権の行使時の払込金額(円) 1,008

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成29年3月期における取締役報酬額47万円、監査役報酬額9万円、社外役員報酬額10万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

監査役報酬の限度額は、平成20年5月28日開催の第30期定時株主総会において年額30万円以内と決議しております。

各取締役の報酬額は、取締役会において承認された社内基準をもとに、業務分掌の内容及び業績への貢献度等を総合的に勘案の上、株主総会において承認された総額の範囲内で合理的な報酬額を決定することを基本方針としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役への情報伝達、会議資料の提供・説明等について常勤監査役及び総務部で実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は会社の意思決定機関としての取締役会を原則として毎月一回以上開催し、経営上重要な意思決定は当該取締役会においてなされます。

また、監査役会が取締役の職務執行を監視しており、日常業務においても本社各部署及び店舗等において随時監査を遂行しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役3名のうち2名を社外監査役とすることにより執行機能に対する監査機能の客観性・中立性の確保をすること及び執行機能から独立した内部監査部門である内部監査室と監査役との連携を確保することにより監査機能の強化を図ること並びに社内事情に精通した取締役に
よって取締役会を構成し運営することが、透明性があり、かつ機動的・スピーディーな経営を実践する上で最善の方策と考えることから、当該体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知を法定期日(総会開催の2週間前)より早く発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日及び準集中日を回避して開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	開催内容: 決算説明会 実施時期: 第2四半期(平成28年11月18日)、期末(平成29年5月17日) 参加者: 機関投資家、アナリスト、その他金融機関関係者 国内外のアナリスト・機関投資家との個別ミーティングを随時実施	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書などの法定開示資料に加えて、決算説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室、経理部、総務部にIR担当を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、お客様、取引先、社会、従業員、株主など各ステークホルダーから理解を得るため、適切な情報開示を行うことが重要な経営課題の一つであると認識しております。 また、法令に基づく開示以外にも重要と判断される情報につきましては、当社ホームページ等の手段により開示を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- 1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ. 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス・ポリシーを定め、それを全役職員に周知徹底させる。
ロ. 総務担当役員を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、当社のコンプライアンスに関する事項について定期的な検証及び対策を検討するとともに、適時代表取締役及び監査役に報告する。
ハ. 法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入する。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
イ. 職務の執行に係る文書その他の情報を、文書管理規程及び個人情報規程の定めるところに従い適切に作成、保存又は廃棄し、かつ管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証及び規程の見直しを行う。
ロ. 取締役及び監査役は、これらの文書を閲覧することができる。
ハ. 取締役は、当社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署及び管理する部署を設置し、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令に従い適切に開示する。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ. 代表取締役社長の直轄する部署として、内部監査室を設置し定期的に業務監査項目及び実施方法を検討し、監査実施項目に漏れがないか否かを確認し、監査方法の改定を行う。
ロ. 内部監査室の監査により法令、定款違反その他の事由に基づき危険のある業務執行行為が発見された場合の通報体制として、発見された危険の内容及びそれが及ぼす損失の程度等について、直ちにリスクマネジメント委員会及び担当部署に通報される体制を構築する。
ハ. 内部監査室の情報収集を容易とするために、内部監査室の存在意義を使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告するよう指導する。
ニ. 代表取締役を委員長とした「リスクマネジメント委員会」を設置し、各部署から業務に係るリスク状況について定期的に報告を受け、適宜検討及び対応を図る。
ホ. リスクマネジメント委員会は、危機管理規程の整備、運用状況の確認等を行う。
ヘ. 取締役会は、毎年、業務執行に関するリスクを特定し、見直すとともに、リスク管理体制についても見直しを行う。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ. 別途定める社内規程に基づく責任と権限及び意思決定ルールにより、執行役員制度を導入し、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制をとるため、意思決定プロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については経営会議を設置して、合議制により慎重な意思決定を行う。
ロ. 中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役は年度予算及び中期計画を策定し、毎月それに基づく進捗状況を取締役に報告する。
- 5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
使用人に法令・定款の遵守を徹底するためコンプライアンス委員会を設置するとともに、使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、公益通報規程に基づく内部通報制度を構築する。
- 6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ. 当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」、「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」、「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」、「使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」について、グループとして管理体制を構築、整備し、運用する。
ロ. 当社及び子会社の業務の適正については、関係会社管理規程により管理する。本規程は、(a)事業に関する承認、(b)事業に関する報告を提出させること、(c)経営上における連絡の保持について管理している。
ハ. 当社の内部監査室は、子会社等に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について当社の取締役会及び担当部署に報告される体制を構築する。
ニ. 当社の内部監査室は、子会社等との間における不適切な取引又は会計処理を防止するため、子会社等の内部監査室またはこれに相当する部署と十分な情報交換を行う。
- 7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会決議により補助使用人を置くことができる。補助使用人の員数や求められる資質について、監査役と協議し、適任と認められる人員を配置する。
- 8) 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人の人事(採用、異動、昇格、降格、報酬、懲罰等)については、監査役会の同意を必要とし、使用人のスタッフの面接及び業績評価は監査役が行う。
- 9) 監査役が補助使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
イ. 補助使用人は、監査役から指示された職務に関して、監査役以外の指示命令は受けないものとする。
ロ. 補助使用人は、監査役に同行して、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。
ハ. 補助使用人は、監査役に同行して、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換をする場に参加する。
- 10) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
イ. 当社及び子会社の取締役並びに使用人は、監査役会の定める監査報告規程に従い、各監査役の要請に応じて必要な報告をすることとする。
ロ. 前項の報告事項として、主なものは次のとおりとする。
 - ・当社の内部統制システム構築に係る部門の活動状況
 - ・当社の子会社及び関連会社の監査役及び内部監査部門の活動状況

- ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
- ・内部通報制度の運用及び通報の内容

11) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 監査役報告規程において、監査役へ報告したものに対して、当該報告をしたことを理由として、当社からいかなる不利益な取扱いを受けないことを明記する。

ロ. 当社の公益通報取扱規程において、従業員が、監査役への報告又は内部通報窓口への通報により、人事評価において不利益な取扱いを受けることがなく、また懲戒その他の不利益処分の対象となることがない旨を定める。

12) 監査費用の前払い又は償還の手続その他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について合理的に生ずる費用の前払い又は償還、その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務を、監査役の請求に基づき速やかに支払う。

13) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 役員職務の執行に対する理解を深め、監査役職務の執行環境を整備するよう努める。

ロ. 代表取締役との定期的な意見交換を開催し、また内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、暴力団等の反社会的勢力及びこれらと関係のある個人・団体に対して、一切の交流・取引を行わないこと、要求を断固拒否することを方針とし、警察等の外部機関や関連団体・関連企業と協力して、情報を収集し反社会的勢力の排除のため社内体制の整備を推進します。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【参考資料：模式図】

